

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

### 奈良県公安委員会規則第5号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第25条の2中「第21条第3項」を「第21条第6項」に、「第30条の9第3項」を「第30条の7第4項」に、「第30条の10第2項」を「第30条の8第2項」に、「第30条の13第2項」を「第30条の11第2項」に改める。

第25条の5中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に改める。

第27条の2第1項中「第30条の10第1項」を「第30条の8第1項」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に、「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「運転経歴証明書交付・再交付申請書」を「運転経歴証明書交付・再交付等（申請書・登録票）」に改め、同条第2項中「第30条の12第2項」を「第30条の10第2項及び規則第30条の15第2項」に、「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転免許証等記載事項変更届」に改める。

別表第1法第94条第2項の項の次に次のように加える。

法第95条の2第1項	特定免許情報の記録の申請※1	運転免許課長又は警察署長
法第95条の2第4項	免許証の返納※1	運転免許課長又は警察署長
法第95条の2第10項	免許情報記録の抹消の届出※1	運転免許課長又は警察署長

法第95条の2第11項	免許証の交付の申請※1	運転免許課長又は 警察署長
-------------	-------------	------------------

別表第1法第101条第1項及び法第101条の2第1項の項中「免許証」を「免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）」に、「※1」を「※2」に、「※2」を「※3」に改める。

別表第1法第101条の2の2第1項の項中「免許証」を「免許証等」に改める。

別表第1法第104条の4第5項の項中「法第104条の4第5項」を「法第105条の2第1項」に改める。

別表第1法第105条第2項の項を次のように改める。

法第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請	運転免許課長又は 警察署長
-------------	--------------	------------------

別表第1法第107条第1項の項中「法第107条第1項」を「法第106条の3第1項」に改め、同表法第107条第3項の項中「法第107条第3項」を「法第106条の3第4項」に改め、同項の次に次のように加える。

法第106条の4第1項	免許情報記録の抹消	運転免許課長又は 住所地を管轄する 警察署長
-------------	-----------	------------------------------

別表第1法第108条の2第1項（第1号、第15号及び第16号を除く。）及び第2項の項中「※3」を「※4」に、「※2」を「※3」に改める。

別表第1規則第30条の12第1項の項中「規則第30条の12第1項」を「規則第30条の10第1項」に、同表規則第30条の13第1項の項中「規則第30条の13第1項」を「規則第30条の11第1項」に、同表規則第30条の14の項中「規則第30条の14」を「規則第30条の12第1項、第2項及び第3項」に改め、同項の次に次のように加える。

--	--	--

規則第30条の15第1項	運転経歴情報の変更の届出	運転免許課長又は警察署長
規則第30条の16第1項及び第2項	運転経歴情報の抹消の申請	運転免許課長又は警察署長

別表第1中

- 「※1 警察署長を経由して行う申請は、法第92条の2第1項の表の備考1の2の優良運転者又は法第101条の4第1項の70歳以上の者の特例を受ける者で法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受けたものによるものに限る。
- ※2 榎原警察署長を除く。
- ※3 警察署長を経由して行う申請は、法第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けようとする者によるものに限る。」

を

- 「※1 警察署長を経由して行う申請は、法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証等の更新を受けようとする者によるものその他警察本部長が必要と認めるものに限る。
- ※2 警察署長を経由して行う申請は、法第95条の6第1項の表の備考一の口の優良運転者、同表の備考一のハの一般運転者又は法第101条の4第1項の70歳以上の者の特例を受ける者で法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受けたものによるものに限る。
- ※3 榎原警察署長を除く。
- ※4 警察署長を経由して行う申請は、法第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けようとする者によるものに限る。」

に改める。

別記様式第14号を次のように改める。

別記様式第14号（第18条）

受 付	年 月 日	教習修了 年 月 日	年 月 日	
番 号	第 号			
教 習 申 出 書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 氏名				
本籍又は国籍等				
住 所				
ふ り が な			生 年 月 日	
氏 名			年 月 日生	
勤 務 先	電 話 番			
職務上の地位		職 務 の 内 容		
運 転 免 許	免許証番号又は 免許情報記録の番号	第	号	
	交付等	年 月 日	公安委員会	
	免 許 の 種 類	免 許 年 月 日	免 許 の 条 件	
		. . .		
		. . .		
	. . .			
	. . .			
備 考				

別記様式第19号の4中「第101条の2の2第5項」を「第101条の2の2第7項」に改める。

別記様式第20号及び別記様式第20号の2中「高齢運転者等支援室」を「試験係」に、「0744-22-5542」を「0744-25-5224」に改める。

別記様式第20号の4の6及び別記様式第20号の4の7中「免許証の番号」を「免許証番号又は免許情報記録の番号」に、「公安委員会交付」を「公安委員会交付等」に改める。

別記様式第20号の6の4を次のように改める。

別記様式第20号の6の4（第26条関係）

臨時適性検査通知書（国際運転免許証等）

奈公委 第 号  
年 月 日

住 所

殿

奈良県公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

奈良県警察本部交通部運転免許課  
試験係  
橿原市葛本町120番地の3  
電話 0744-25-5224

別記様式第 2 1 号の 2 を次のように改める。



(裏)

**【住所などに変更がある方】**

変更内容	
新住所	
その他	
確認書類	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 ( )

手数料 (収入証紙) 貼付欄

**【経歴証明書を亡失されている方】**

経歴証明書(亡失・滅失)てん末書	
私は、下記の状況により、経歴証明書を亡失・滅失しました。 再交付を受けた後、亡失した経歴証明書が見つかったときは、速やかに返納します。	
<input type="checkbox"/> なくした <input type="checkbox"/> 盗難にあった <input type="checkbox"/> その他 ( )	
いつどこで	日付 年 月 日 ~ 年 月 日の間 (最後に経歴証明書があることを確認した日) (経歴証明書がないことに気がついた日)
	場所 ※「不明」とは記入しないでください。

**【運転免許証等を失効されている方】**

確認書
失効した運転免許証等に係る運転免許の有効期間が満了する日において、免許の取消しの基準等の除外理由に該当していた場合は、この手続が無効となること、また、この運転経歴証明書の交付等を受けた場合は、運転免許試験の一部免除の手続による再申請ができないことは知っております。
署名 _____

別記様式第 2 1 号の 3 を次のように改める。

別記様式第21号の3（第27条の2関係）

運転免許証等記載事項変更届

奈良県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ			届出日
氏名			年 月 日
届出者 (代理人申請の場合)	続柄	電話番号	

記載事項変更	フリガナ		新生年月日	受理所属		
	新氏名		年 月 日			
	新本籍 (国籍)			処理絞り込み		
	新住所			1 住所	2 氏名	3 住所氏名
				4 本籍	5 本籍住所	6 本籍氏名
				7 本籍住所氏名	8 生年月日	
確認書類 住民票・個人番号カード・その他( )			担当者	IC追記者	最終確認	
			IC未済			

※IC未済の場合、「IC未済」を○で囲む

現保有状況

免許証・免許情報記録個人番号カード

運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード

受付印

メッセージ連絡欄

別記様式第 2 2 号を次のように改める。

別記様式第 22 号 (第 28 条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																		
奈良県公安委員会 殿												年 月 日						
氏名・生年月日										年 月 日								
住 所																		
審査に係る緊急自動車の種類					大 型 中 型 準 中 型 普 通 大 自 二 普 自 二 小 型 二 輪													
					MT車					AT車								
現 に 受 け て い る 免 許	交付等公安委員会名				公 安 委 員 会													
	交付等年月日				年 月 日			有効期限		年 月 日								
	免許証番号				第					号								
	免許情報記録の番号				第					号								
	第一種免許		二・小・原			年			月			日						
	第一種免許		その他			年			月			日						
	第二種免許				年			月			日							
	免許の種類				大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大
免許の種類				型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二
免許の条件																		
緊急自動車の使用者		所在地																
		職 名																
		氏 名																

備考

- 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。